

平成26年（ワ）第194号 損害賠償等請求事件（本訴事件）

本訴原告 豊田 泰史

本诉被告 吉田 益夫

反訴答弁書

平成26年 7月23日

和歌山地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 太田 達也



同 弁護士 重藤 雅之



本訴原告は、本诉被告による平成26年6月18日付反訴状及び平成26年6月25日付反訴状訂正申立書について、以下のとおり答弁を行う。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は反訴原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 第1項について

否認する。

本訴事件は、反訴原告による反诉被告に対する名誉棄損等についての損害賠償請求事件であり、反訴原告の「反訴原告は第三者である」旨の主張はまったく意味がわからない。

- 2 第2項について

すべて否認する。

上記のとおり、本件は、反訴原告による反诉被告に対する名誉棄損等についての損害賠償請求事件であり、本诉被告はまさに不法行為を行った張

本人である。反訴原告は、「反訴原告が運営するサイトも巻き込まれてしまった」などと、あたかも他人間の紛争であるかのように装うが、他人の振りをして済む問題ではない。

3 第3項について

反訴被告が、訴外[REDACTED]に対して和ネット掲示板のスレッドの投稿の全ての削除を要求したことは認め、その他は全て否認する。

反訴原告は、訴外[REDACTED]には和ネットの関連記事の全てを削除することは不可能であるとか、平成26年2月19日付文書が同人に通知されていないことをもって同人と裁判することは不可能であるなどと主張するが、反訴原告自身の不法行為とは何の関係もないことである。

4 第4項について

全て否認する。

反訴原告は、違法記事を削除することが証拠隠滅に当たるなどと意味不明な主張をするが、削除を求めたのは違法記事の被害者であり、その削除請求にしたがって違法記事を削除することが証拠隠滅になることなどありえない。当然のことながら、その削除請求を無視して違法記事を掲載し続けることには何らの正当性もない。

反訴原告は、いつ[REDACTED]との「裁判が始まるのかまったく不明で決着の見通しがまったくつかない」ことを理由に弁護士懲戒請求を行ったと述べるようであるが、その理由と懲戒請求とにいかなる関連性があるのか述べておらず、意味不明としかいいようがない。

さらに、反訴原告は、反訴原告による懲戒請求の公開が公益を図る目的だなどと主張するが、その懲戒請求の中で反訴原告は弁護士法の条文の意味が理解できず、意味不明な懲戒理由を並び立て、あたかも反訴被告が違法な弁護士業務を行っているかのように書いていることが問題なのである。このような反訴原告の名誉棄損、業務妨害行為に対して、反訴被告が損害賠償を求めたり、刑事処罰を求めるのは当然のことである。

5 第5項について

すべて否認する。

訴外[REDACTED]は、反訴被告からの違法記事削除請求に対し、「自分は何も悪くない。記事は削除しない。」などとまったく悪びれることのない態度を示した人物であり、このような人物と和解などできるはずがない。

6 第6項について

全て否認する。

反訴原告は、反訴原告自身が掲示板の管理者として適切な対応を取らなかったことが本件に関連する各紛争の拡大をもたらしているという事実を無視し、相も変わらず反訴被告の弁護士としての能力がお粗末であるとか、反訴原告のサイトの業務を妨害しているなどとの名誉棄損的表現を繰り返しているにすぎない。

そして、このデタラメな答弁書を含め、同様の書面を掲示板で公開することもまた違法行為であることに反訴原告は気づいていないようであるが、反訴原告は次々と罪を重ねているのである。

7 第7項について

全て否認する。

反訴原告は、自身の行った違法な懲戒請求をもって「反訴被告のレベルより高いレベルのものである」などと、さらに意味不明な主張を行っているが、それと本件反訴といったいどのような関係があるのかが反訴被告にはまったく不明である。

第3 反訴被告の主張

上記のとおり、反訴原告の反訴状には反訴被告の行為の一体どこが不法行為であるのかが全く記載されておらず、要件事実の記載がなされていないというほかない。

まさに主張自体失当とされる典型例であるため、直ちに却下されたい。

以 上